

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和7年8月30日（土） 午前11時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐 藤 周 君	2 番	井 戸 清 司 君
3 番	河 島 紀美恵 君	4 番	宮 崎 雅 薫 君
5 番	長 沢 正 君	6 番	杉 本 一 彦 君

○出席議員 8名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	虫 明 弘 雄 君	議 員	村 上 祥 平 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	大 川 勝 弘 君

○オブザーバー 4名

議 員	犬 飼 このり 君	議 員	重 岡 秀 子 君
〃	浅 田 良 弘 君	〃	四 宮 和 彦 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	野 田 昌 伸	主 査	高 橋 綾
主 査	山 田 拓 己		

○会議に付した事件

- 1 市長に対する不信任決議について
- 2 市議会9月定例会の運営について
 - (1) 特別委員会報告について
 - (2) 決議の取扱いについて
 - (3) 議案の付託、即決について
 - (4) 人事案の取扱いについて
 - (5) 請願、陳情の取扱いについて
 - (6) 決算大綱質疑について
 - (7) 一般質問について
 - (8) 会期及び日程について
 - (9) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について

(10) その他

3 その他

(1) 令和6年度議会費等決算の概要について

(2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前11時 休憩

午前11時 再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（宮崎雅薫君）本委員会において、2名の方から傍聴の申入れがあることから、これについて協議する。

この際、お諮りする。傍聴希望者に対し、これを許可することに、異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午前11時 休憩

午前11時 1分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

傍聴人に申し上げる。地方自治法第130条第1項及び伊東市議会傍聴規則第13条の規定を準用し、傍聴人は、静粛を旨として、議事について拍手などにより可否を表明し、または、騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力をお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市長に対する不信任決議についてを議題とする。それでは、本決議案の提起者を代表して、四宮議員から提案理由の説明をお願いする。資料は1ページから3ページまでになる。

○オブザーバー（四宮和彦君）提案理由に関しては、不信任決議案の案文に記載のとおりではあるが、既に昨日の委員会の中で指摘があったとおりであり、田久保市長自身が当初7月頭あたりに辞職すると言っていたにもかかわらず、その後、二転三転して何度も辞職をするんだということを言っておきながらも最後に7月31日の段階で辞職することをやめたと、撤回すると、非常に市民に対して不誠実な態度でそのタイミングごとに朝令暮改のような形で市内に非常に大きな混乱を生んでいる。このような問題で市政の混乱が続いていくということは、どこかで必ず我々の力で止めていかなければならないという理由から皆さんのお手元にあるとおり決議文としてまとめさせてもらった。我々としてはそのような理由から田久保眞紀伊東市長を信任しないということで、市議会側からの強いメッセージとして決議を行うべきであると考えている。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）それでは、本決議案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次意見を伺う。

○1番（佐藤 周君）賛同する。

○2番（井戸清司君）賛同する。

○5番（長沢 正君）賛同する。

○6番（杉本一彦君）賛同する。

○委員長（宮崎雅薫君）続いて、会派に所属していない議員に伺う。

○オブザーバー（犬飼このり君）賛同する。

○オブザーバー（重岡秀子君）賛同する。

○オブザーバー（浅田良弘君）賛同する。

○委員長（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、提起された決議案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られた。したがって、提起された決議案は、9月1日の本会議に提出することといたしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、市長に対する不信任決議についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、市議会9月定例会の運営についてを議題とする。本議題については、まず、(1) 特別委員会報告についてから、(7) 一般質問についてまでを協議、決定し、それを基に、(8) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。それでは、(1) 特別委員会報告についてから(7) 一般質問についてまで、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）順次説明する。(1) 特別委員会報告についてである。

調査が終了した議会改革特別委員会及び市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会の報告を、初日の本会議においてお願いする。両特別委員会については、報告が了承された後、議長の調査終了の宣告により消滅することとなる。

なお、市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会については、調査報告に続いて、同報告に基づき地方自治法第100条の規定による不出頭等に対する告発についてを議題とし、決定をお願いする。

続いて、(2) 決議の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、市長に対する不信任決議については、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られたが、本会議での取扱いについては、本決議の重さに鑑み申合せの適用を除外し、原則に立ち返って、上程後、説明から質疑、討論を経て、起立による採決をお願いする。

(3) 議案の付託、即決についてである。資料の4ページから6ページまでを参照願う。当局の提出議案については、報告1件、条例3件、単行議案1件、各会計決算10件及び人事案2件の合計17件である。

最初に、報告1件について申し上げる。市報第5号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の3会計の資金不足比率を報告するものである。本件については、報告であるので質疑のみとなる。

次に、条例3件について申し上げる。まず、市議第6号 伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴う改正で、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等について新たに規定するほか、所要の改正を行うもので、令和7年10月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第7号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴う改正で、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより推進するため、部分休業制度について拡充を行うもので、令和7年10月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第8号 伊東市中小企業及び小規模企業振興基本条例は、市内の中小企業者及び小規模企業者が、本市経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関して基本理念を定めることで、市及び中小企業等支援機関の責務、中小企業者等、金融機関、教育機関等及び

市民の役割を明らかにするとともに、その施策の展開を図ることで、中小企業者等の成長、その事業の持続的発展及び地域経済の活性化並びに市民生活の向上に寄与することを目的として、新たに条例を制定するもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案1件について申し上げる。市議第9号 令和6年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金8,326万8,097円のうち、4,803万5,470円を減債積立金へ積み立て、残りの3,523万2,627円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。なお、本案については、下水道事業会計決算との関連があるので、質疑は、決算大綱質疑において行うこととし、常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、決算について申し上げる。市認第4号 令和6年度伊東市一般会計歳入歳出決算から、市認第13号 令和6年度伊東市水道事業会計決算までの10件は、一般会計をはじめとした10会計の令和6年度歳入歳出決算の認定を求めるもので、申合せにより、決算大綱質疑をお願いする。なお、先ほど説明申し上げた市議第9号の単行議案については、関係する下水道事業会計決算と併せて審議することとし、したがって、決算10件及び当該単行議案の本会議における質疑については、一括議題として決算大綱質疑により行い、決算大綱質疑終結後、一般会計決算は予算・決算特別委員会に、各特別会計決算及び企業会計決算並びに単行議案については、各所管常任委員会への付託をお願いする。

続いて、(4) 人事案の取扱いについてである。資料7ページを参照願う。まず、市選第1号教育委員会委員任命の同意については、令和7年10月8日に任期満了となる教育委員会委員遠山泰範氏の後任者の任命の同意を求めるものである。次に、市選第2号 公平委員会委員選任の同意については、令和7年10月8日に任期満了となる公平委員会委員佐藤直道氏の後任者の選任の同意を求めるものである。以上、人事案2件については、最終本会議において、提案説明の後、申合せにより質疑、討論を省略し決定いただきたい。

続いて、(5) 請願、陳情の取扱いについてである。さきの6月定例会以降、これまでに受理した陳情等はない。なお、議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなる。

次に、(6) 決算大綱質疑についてである。申合せにより、決算概要説明及び決算に係る議案に対する質疑として、会派及び会派に所属していない議員により決算大綱質疑をお願いする。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、2人会派に会派として5分を、会派に所属していない議員それぞれに5分を上乗せして、通告に基づきお願いす

る。なお、決算大綱質疑の通告期限は、9月18日（木）の正午までとなる。順序については大きい会派からとなるが、4人会派及び3人会派におけるそれぞれの順序については、ローテーションに基づき、4人会派は自民民主 伊東、正風クラブの順、3人会派は、伊東未来、公明党の順とし、続いて2人会派の政和会、最後に、会派に所属していない議員となる。したがって、決算大綱質疑の順序及び質疑時間を改めて申し上げると、1番目自由民主 伊東80分、2番目正風クラブ80分、3番目伊東未来60分、4番目公明党60分、5番目政和会45分、6番目から8番目までは会派に所属していない議員、1人25分となる。会派に所属していない議員の順序については通告順となる。

なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている最初の質疑者の開始時間は変えないようにして行うので、あらかじめ了承のほどお願いする。また、大綱質疑をする議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと思うが、質疑の趣旨を的確にお伝えし的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願い申し上げる。

次に、(7) 一般質問についてである。開会初日に市長に対する不信任決議が可決すると、これに対する市長の判断を見極める必要があるので、翌日から10日間を休会とし、市長が失職した場合には、9月定例会を継続することとなる。その場合、市長が不在であり、また、会期の短縮を図るため、一般質問を控えていただくのか、あるいは、通例のとおり実施するのかについて、協議いただきたいと思う。以上で、(1) 特別委員会報告についてから、(7) 一般質問についてまでの説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 特別委員会報告について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

特別委員会報告については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 決議の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

決議の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 議案の付託、即決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 人事案の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

○2番（井戸清司君）教育委員会委員のほうは任期が10月8日なのでまだいいが、公平委員会委員の選任に関しては、任期が9月5日である。そうすると、不信任決議案が可決された場合……10月8日か。見間違いである。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 請願、陳情の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 決算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

それでは、決算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（佐藤 周君）行う。

○2番（井戸清司君）行う。

○5番（長沢 正君）行う。

○6番（杉本一彦君）行う。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会及び会派に所属していない議員に確認をしたところ、政和会と会派に所属していない議員の2人が実施されるところのこと

であるので、実施者数については、最大 5 会派及び会派に所属していない議員 2 人ということで調整し決定する。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、決算大綱質疑の順序について申し上げる。1 日目の 1 番目自由民主 伊東、2 番目正風クラブ、3 番目伊東未来、2 日目の 1 番目公明党、2 番目政和会、3 番目会派に所属していない議員の 1 人目、4 番目会派に所属していない議員の 2 人目、以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）決算大綱質疑については、決算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりでお願いする。以上のとおり決定することに、異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、9 月 18 日（木）の正午までとしているので留意願う。

次に、(7) 一般質問について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○1 番（佐藤 周君）状況が状況なので実施しない。

○2 番（井戸清司君）改選期と同様に一般質問なしでよいと思う。

○5 番（長沢 正君）なしで結構である。

○6 番（杉本一彦君）市長が出席しないという中での一般質問になるのでなし。

○委員長（宮崎雅薫君）続いて、会派に所属していない議員に伺う。

○オブザーバー（四宮和彦君）行わない。

○オブザーバー（犬飼このり君）6 月と 9 月と、両定例会ともできないのは複雑であるが、状況に鑑みてなしで仕方がないと思う。

○オブザーバー（重岡秀子君）状況が状況なのでなくても仕方がない。

○オブザーバー（浅田良弘君）不信任決議を提出して以降の話になるのでなくても仕方がない。

○委員長（宮崎雅薫君）ただいまの意見等に基づき、今定例会における一般質問については、実施しないことにしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) 会期及び日程についてから(10) その他まで、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(8) 会期及び日程についてである。資料 8 ページ及び 9 ページ

を参照願う。会期は、9月1日（月）から10月8日（水）までの38日間の提案である。日を追って説明する。9月1日（月）は、開会、議事に入り、会期の決定、議会改革特別委員会報告、市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会報告に続き、不出頭等に対する告発の決定の後、市長に対する不信任決議の議決をお願いする。不信任議決に対する市長の判断を見極めるため翌2日（火）から11日（木）までを休会とし、12日（金）は、決算概要説明に引き続き、決算10件及び決算と関連のある市議第9号の説明の後、報告1件、条例3件の説明をお願いしたいと思う。13日（土）から15日（月）までは休会、16日（火）及び17日（水）は本会議なし、18日（木）は決算大綱質疑の通告期限となる。19日（金）は本会議なし、20日（土）及び21日（日）は休会、22日（月）は本会議なし、23日（火）は休会、24日（水）は決算大綱質疑の1日目、翌25日（木）は決算大綱質疑の2日目とし、決算大綱質疑終結後、決算10件及び決算と関連のある市議第9号の予算・決算特別委員会または所管常任委員会への付託をお願いする。26日（金）は議案審議に入り、条例3件の所管常任委員会への付託をお願いし、本会議終了後、議場にて予算・決算特別委員会を開催し、一般会計決算を所管分科会に分割送付する。27日（土）及び28日（日）は休会、29日（月）は常任福祉文教委員会及び分科会、30日（火）は常任観光建設委員会及び分科会、10月1日（水）は常任総務委員会及び分科会を、それぞれ第2委員会室にて、午前10時から続けて開催をお願いする。2日（木）は本会議なし、3日（金）は議場にて予算・決算特別委員会、4日（土）及び5日（日）は休会、6日（月）は本会議なし、7日（火）に議会運営委員会、8日（水）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、当局提案の人事案2件の決定をお願いし、その後、任期満了に伴う常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任をお願いする。

次に、(9) 市議会採択の請願、陳情の処理状況については、告示に際し、議案とともにお手元に配付されているので、確認のほどをお願いする。

最後に、(10) その他であるが1点申し上げる。討論を予定されている議員においては、会議規則第52条に基づき、発言通告書を提出いただくようお願い申し上げます。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(8) 会期及び日程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）オブザーバーからの発言がある。

○オブザーバー（重岡秀子君）代表者会議の説明などを聞いたが、日程については、解散や市長の辞職とかによって大きく変わらと思うので、そのことについてもう一度説明を願う。

○委員長（宮崎雅薫君）局長からの説明のとおりであるが、市長に解散権があるので、10日間の休会を設定する。その期間で対応を考える。解散がなければそのとおりで、市長が辞職する

なり失職するなり別の事例が出てくるようであれば、この日程のとおり開催をしていくという、
そういう説明である。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）解散になった場合は、今説明されたものはそこでなくなるのか。

○**委員長**（宮崎雅薫君）解散であるので、その日から我々は議員ではなくなる。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）それはだいたい理解できるのだが、今までの議案の中で条例などは、令和7年10月1日の施行のものもあるので、そういうものについても一切審議することはないということよろしいか。

○**事務局長**（富岡 勝君）当局提案の議案の中に条例案があるのは承知のとおりであると思う。
ただし、市議会で不信任決議を可決した場合、それへの対応は市長が考えることである。市長自身が提案した議案をどういうふうにするのかは、市長にしか分からないことである。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(9) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

市議会採択の請願、陳情の処理状況については、説明のとおり了承願う。

次に、(10) その他について、事務局からはないとのことであるが、市議会9月定例会の運営について、委員から何かあったら、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、市議会9月定例会の運営についてを終了する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。(1) 令和6年度議会費等決算の概要について及び(2) その他について、事務局長から説明する。

○**事務局長**（富岡 勝君）(1) 令和6年度議会費等決算の概要についてである。最初に、歳出について説明する。資料11ページ及び12ページを参照願う。歳出は、事務局職員の人件費と議会関係費の2つの事業を総括した決算状況になっている。節ごとに説明する。

1節報酬は、8,994万円で、議員20人分の報酬である。2節給料2,471万1,3

00円は、事務局職員6人分の給料である。3節職員手当等4,964万9,598円は、議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当に要した経費である。4節共済費3,379万2,071円は、議員の共済給付負担金等と事務局職員の共済組合負担金等である。なお、共済費の不用額219万4,929円については、事業2議会関係費における議員共済給付負担金の不用額195万3,600円が大半を占めている。令和6年度の予算額2,797万2,000円は、予算要求当時の負担金率であった31.5%を基に算出しているが、実際には令和6年度の負担金率が29.3%で決定したため、195万3,600円が不用となったものの、負担金率の変更に伴う減額補正の時機を逸してしまったことが不用額を生じた要因となっている。残りの不用額24万1,329円は職員課が算定した事務局職員人件費の差額である。5節災害補償費は支出がなかった。7節報償費についても支出がなかった。

なお、視覚障害者への情報提供として行っている議会報の音訳については、令和5年度までは、音訳サークルのボランティア活動により行っており、これに対し謝礼品代として報償費を支出してきたが、令和6年度からは、広報いとうと同様に、エフエム伊東(株)に音訳データの作製をお願いし、手数料として支出している。8節旅費386万1,982円のうち、費用弁償318万5,554円は、各種議長会、議員行政視察及び議員調査活動の旅費等に係る経費であり、普通旅費62万3,488円は、各種議長会や議員行政視察の随行等に係る事務局職員の旅費で、研修旅費5万2,940円は、事務局職員を対象とした全国市議会議長会主催の研修会等への出席に要した旅費である。

なお、不用額124万8,018円が生じた要因については、常任委員会による議員行政視察に対し12万円、会派又は議員個人による議員調査活動の視察に対し8万円、合計で1人当たり20万円の予算を計上しているが、これらの経費に対して、令和6年度は合わせて114万4,426円の不用額が生じており、旅費の不用額の91.7%を占めている。その要因としては、行政視察等に際して想定よりも費用を要しなかったことが主な要因である。あわせて、申合せにより議長が委員活動を辞退しているため、常任委員会の視察に参加しなかったことも、要因の1つと考えている。9節交際費35万3,190円は、議会が対外的な活動を行うために必要な経費として、諸行事において贈呈する議長賞の盾や記念品購入代、各種団体の総会等出席に伴う負担金や協賛金、また、慶弔費などに支出した。令和6年度は、社会経済活動の正常化に伴い、各種団体において総会等が再開された一方で、災害に対する義援金の拠出がなかったことから、対前年度比2万2,135円、率にして5.9%の減少となっている。10節需用費300万2,581円は、官報、新聞、雑誌等購読料、法規等追録代、プリンターのトナー代等の消耗品費、議会車の燃料費、来客用煎茶等の食糧費、議会だより等の印刷製本費、議会車の点検一式及び部品の交換に係る修繕料である。不用額26万9,419円が生じた要

因については、議会報作成に係る経費について、広報いとう及び農業委員会だよりと一括して見積り合わせを行うなど、経費節減に努めており、議会だよりの契約単価減による契約差金が主なものである。

11節役務費25万5,577円は、電話やファクス、インターネット接続料の通信運搬費等である。対前年度比10万9,665円、率にして75.2%の増となった要因については、会議録検索システムについて、Webサイトとそれを閲覧するユーザの通信を暗号化するSSL化の導入に9万6,800円の手数料を要したことが主なものである。12節委託料275万9,185円は、本会議や委員会の反訳委託料と会議録検索システムのデータ作成委託料で、会議時間の増加により、対前年度比16万8,685円、率にして6.5%の増となっている。13節使用料及び賃借料120万5,770円は、会議録検索システムの使用料や議員用パソコンの機械器具借上料、議員研修会用バスを借り上げた際の自動車借上料、議長会等出張時の有料道路通行料などが主なものである。対前年度比12万9,150円、率にして12.0%の増加は、令和4年9月にリース契約が期間満了となり、再リースを行っていた議員用パソコン及びネットワーク機器の更新に要した機械器具借上料14万250円の増加が主な要因である。

17節備品購入費18万1,830円は、議員用プリンターの更新に要した機械器具購入費及び議会図書室用図書を購入した際の図書購入費である。対前年度比13万7,500円、率にして310.2%の増加は、機械器具購入費16万5,880円の皆増が主な要因である。

18節負担金補助及び交付金144万3,424円は、各種議長会の負担金、行政視察や議員調査活動に要した研修費負担金、姉妹都市交歓研修会負担金、議員団体定期保険料が主なものである。対前年度比27万4,684円、率にして23.5%の増加は、諏訪市議会との交換研修会の開催に要した開催市負担金40万7,504円の皆増が主な要因である。

26節公課費4万5,600円は、議会車の車検に伴う自動車重量税であり、車両の登録から15年を迎えたが、13年以上を経過しているため重課の対象となっている。以上が歳出決算の内訳で、令和6年度決算額は、対前年度比1,080万3,762円、率にして5.4%増の2億1,120万2,108円で、予算額2億1,594万2,000円に対し、執行率は97.8%となっている。次に、歳入について説明する。資料10ページを参照願う。

第21款諸収入第6項第3目雑入の4節雑入は、当初予算には計上していないが、令和5年度に掛けた全国市議会議員互助会団体定期保険の配当金と、同定期保険の未経過掛金の返金の合計4万2,409円を受け入れた。以上が令和6年度議会費決算の概要である。

次に、(2) その他であるが事務局からは特になし。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和6年度議会費等決算の概要について、質疑、意見を伺う。

発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

令和6年度議会費等決算の概要については、説明のとおり了承願う。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば伺う。

発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）オブザーバーからの発言がある。

○オブザーバー（重岡秀子君）差出人不明の、いわゆる内容が本当なら告発文、そうでないなら怪文書というような取扱いがされていたが、私のところにも5通来た。議会によっては、こういう差出人不明の文書というものの取扱いについて決めているところもあると思うが、今回、本市議会ではこういう文書が多かったので、申合せのようなものを決めておく必要があると思うが、いかがか。

○事務局長（富岡 勝君）そういう手紙が届いた際の取扱いについてであるが、議員宛てに届いたものについては、そのまま議員にお渡ししている。議会や議長に対して届いたものは、收受して公文書として取り扱っている。以上である。

○オブザーバー（重岡秀子君）そうすると、個人宛てであってもほぼ全員のところに来たときに、個人の議員がこういう場へ出すということで何か問題があったら、みんなで考えるということではよいか。そのような文書の中に議会として検討してほしい、議会として勉強会をつくってほしいという要望もあったが、他の議員のところにも来ていたので、それを申し出る場もなかったのだが、今後、そういうことについては、個人がこういう場で提案をしていくということではよいか。

○事務局長（富岡 勝君）繰り返しになるが、議員個人宛てに届いた手紙については、通信の秘密があるので、開封せずにそのまま議員にお渡ししている。その内容を確認していただいて、その内容に基づいて議員が判断するものと考えている。

○オブザーバー（重岡秀子君）個人のものについては了解した。議長宛てに届いたものもあったと思うが、そういうものについては、議長個人でなく議会に対して申し入れるものもあったと思うが、そういうものはなかったか。

○議長（中島弘道君）今回は、議長宛てに届いたもの、差出人が不明なものは実際結構来ている。それ一つ一つに対し、どうするということではできないほどの量で、市役所に来る匿名のクレームと同様のものと思っている。その一つ一つについて、対応はしていない。

○事務局長（富岡 勝君）重岡議員の話す趣旨がなかなか理解できないのだが、議長宛てに届い

た文書については公文書として取り扱っているもので、内容を見たいということであれば、事務局に来ていただければ見ることは可能である。そういうことでよいか。

○委員長（宮崎雅薫君）いくつかについてはコピーをもらっていると思う。それ以外にということか。

○オブザーバー（重岡秀子君）はい。

○委員長（宮崎雅薫君）議長に請求するようにしてほしい。

○オブザーバー（重岡秀子君）議長宛てにたくさん来ていたということは分からなかったが、議長宛てに来たもので議会として対応をしてほしいという要望はあったのかどうかということが分からなかったので聞いた。もう１点は、議長宛てに来たものを公文書として、私たちが、７月１８日付でもらったが、議長宛てに来たものは公文書という扱いということについて、今まで私は経験がなかったのだが、そのときに議員宛てのメールで、この公文書はマスコミなどに公開しないように、という旨の議長からの指示があったと思うが、実際にはその指示は守られずにマスコミの方が同じ収受印を押されたものを持っているという状況があった。やはりそういうことについては、議長の指示をしっかりと守っていくべきであると思うが、その辺についてはいかがか。

○議長（中島弘道君）最初に私宛てに来た公文書については、先ほど局長が説明したように、公文書であるので皆さんにお見せすることはできる。議会に対応してもらいたいというような内容のものについては、あったのかも知れないが、そこまでの対応はしなくてもよいと判断して、特段何もしていない。結局、今回の……マスコミに出さないでほしいというようなことを……。

○副議長長（青木敬博君）メールは打った気がする。

○議長（中島弘道君）皆さんに配ったものというと、北海道の方から来たものがそうだと思うが、報道に見せないでほしいということまでは言っていなかったのではないか。取扱いを注意してほしいということは言ったかもしれないが。

〔２番 井戸清司君「休憩」と呼ぶ〕

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前１１時５２分休憩

午前１１時５４分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第３、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和７年８月３０日（土）午前１１時５４分（会議時間５１分）

以上の記録を認める。

令和７年８月３０日

委員長 宮 崎 雅 薫